2　法第三十条第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

一・二　［略］

3　法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

第三十七条　法第三十条第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二・三　［略］

2　法第三十条第一項第二号の経済産業省令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

一・二　［略］

3　法第三十条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

第三十七条　法第三十条第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

用語	定義
現金販売価格	商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格
現金提供価格	役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格
現金価格	商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務を提供する契約の締結と同時にその代金又は対価の全額を受領する場合の価格
頭金	包括信用購入あつせん関係販売等契約の締結に際し購入者等が包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に支払う金額
申込金	購入者等が包括信用購入あつせん関係販売等契約の予約を目的として包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に支払う金額であつて、契約が締結された場合には頭金に充当され、契約が締結されなかつた場合には返還されるもの
包括信用購入あつせんの手数料	金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず包括信用購入あつせんに係る手数料として包括信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を包括信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）
実質年率	次項の規定により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率
弁済金	包括信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価（包括信用購入あつせんの手数料を含む。）の支払金額

二・三　［略］